

再生の森事業費交付金交付要綱

平成 17 年 7 月 7 日付け林第 1471 号

(交付の目的)

第 1 条 水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識にたち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森や緑を次世代に引き継いでいく責務を果たすため、再生の森事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付することとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第 2 条 県は交付金を予算の範囲以内で交付するものとする。
2 区分、事業細目、対象とする経費、交付対象者、交付の率は別表のとおりとし、再生の森協定書又は県民再生の森協定書に基づく事業に要する経費とする。

(交付金交付申請)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により交付金交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 4 条 事業が完了したときに規則第 10 条の規定により知事に提出する実績報告書は、第 3 条の交付金交付申請書の提出をもって、これに替える。

(書類の保管)

第 5 条 交付対象者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、交付金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 ヶ年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第 6 条 交付対象者がこの要綱により知事に提出する書類は 1 部とし、所轄の隠岐支庁長、農林水産振興センター所長又は農林水産振興センター地域事務所長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 19 年度交付金交付分が

ら適用する。

- 3 この要綱は、平成19年12月14日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年3月14日から施行し、平成20年度交付金交付分から適用する。
- 5 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- 7 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	事業細目	対象とする経費	交付対象者	交付の率
再生の森事業	不要木伐採	不要木の伐採（10年以上適切な管理が行われていないために荒廃している林齢36年以上のスギ又はヒノキの人工林（当該人工林を主体として一体的な整備を行う場合は林齢36年未満の区域を含む。）で交付の対象者が水資源のかん養や土砂災害の防止等公益的な機能を維持していくために行う伐採をいう。以下同じ。）を行うのに要する経費	別に定める再生の森事業実施要領に基づく協定を県と締結した次の者 ①森林所有者 ②森林組合 ③林業事業者	知事が別に定める額とする。ただし、不要木伐採、広葉樹植栽、侵入竹伐採、竹林伐採、管理道開設、抵抗性マツの植栽、危険木搬出又は森林境界確認で森林組合又は林業事業者が受託して実施する場合は委託費と知事が別に定める額のいずれか低い方の額とし、森林保険の加入はその保険の加入に必要な額とする。
	侵入竹伐採	侵入竹（不要木の伐採を行う森林に侵入した竹及びその発生源の竹林をいう。）を伐採し、及び整理するのに要する経費		
	竹林伐採	竹林（民家、公共施設等の周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林に限る。）を伐採し、及び整理するのに要する経費		
	広葉樹植栽	不要木の伐採をした森林又は竹林の伐採をした森林で行う広葉樹を植栽するのに要する経費		
	森林保険加入	不要木の伐採をした森林において、伐採した後に残る主たる上層木を対象とした森林保険への加入に要する経費		
	管理道開設	森林を管理するために必要な道路を開設するのに要する経費		
	抵抗性マツの植栽	抵抗性マツを植栽するのに要する経費		
	危険木搬出	不要木の伐採をした森林において、伐採した不要木の流出などによる災害を未然に防ぐため、伐採した不要木の搬出を行うのに要する経費		
	森林境界確認	境界が不明確な森林で不要木伐採を行うための境界確認に要する経費		

様式1号

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

申請者住所
氏名 印

令和 年度再生の森事業費交付金交付申請書
令和 年度において、下記のとおり事業を実施したので、交付金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

経 費	経費内訳		備考
	県交付金	その他	
円	円	円	

(注) 様式1号の付を添付すること。

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入

予算額		備考
県交付金	その他	
円	円	

(注) 様式1号の付を添付すること。

(2) 支出

予算額	算出基礎	備考
円		

(注) 様式1号の付を添付すること。

様式1号の付

1 事業の内容及び経費の配分明細

番号	事業細目	数量	経費	経費内訳		経費の算出根拠
				県交付金	その他	
			円	円	円	
小計						
合計						

※経費の算出根拠欄は、標準経費又は実費とすること

2 収支予算

(1) 収入

事業細目	予算額		備考
	県交付金	その他	
	円	円	
合計			

(2) 支出

事業細目	予算額	備考
	円	
合計		